

令和7年度さいたま市立特別支援学校高等部入学選考実施要項

さいたま市教育委員会

① 肢体不自由教育部門

1 募集人員

- (1) ひまわり特別支援学校
高等部第1学年 3名
- (2) さくら草特別支援学校
高等部第1学年 3名

2 出願資格

出願資格は、次の(1)のいずれかの条件を満たし、かつ、(2)及び(3)に該当する者とする。
ただし、特別支援学校高等部、高等学校、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は、出願できない。

- (1) 次のいずれかの条件を満たす者
 - ア 令和7年3月に特別支援学校中学部若しくは中学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
 - イ 特別支援学校中学部若しくは中学校若しくは義務教育学校を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者
 - ウ 学校教育法施行規則第95条の各号の一に該当する者
- (2) 保護者とともにさいたま市内に居住している者
- (3) 学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する者

【肢体不自由者】

- 1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの
- 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

3 通学の範囲

通学の範囲については、原則として、以下に示すとおりとする。

- (1) ひまわり特別支援学校
北区、西区、大宮区、中央区、桜区の全域、見沼区の旧16号（県道2号）より北側の地域、岩槻区の旧16号（県道2号）より北側の地域

(2) さくら草特別支援学校

浦和区、緑区、南区の全域、見沼区の旧16号（県道2号）より南側の地域、岩槻区の旧16号（県道2号）より南側の地域

4 出願手続

(1) 入学願書等の請求

入学志願者は、志願先の市立各特別支援学校長（以下、「校長」という。）に以下の関係書類を直接請求する。

ア 入学願書（様式一さ1）

イ 令和7年度さいたま市立特別支援学校肢体不自由教育部門高等部入学志願者調査書（以下、「入学志願者調査書」という。）（様式一さ2 又は 様式一さ2-2）

ウ 学習の記録等通知書（様式一さ3 又は 様式一さ3-2）

エ その他関係書類

(2) 入学願書等の提出期間等

ア 提出期間及び受付時間

(ア) 提出期間 令和7年1月7日（火）、1月8日（水）

(イ) 受付時間 ・1月7日（火）は、午前9時から正午まで及び 午後1時から
午後4時30分まで

・1月8日（水）は、午前9時から正午まで

イ 提出先

入学志願者は、入学願書等を持参の上、志願先の校長に提出する。

(3) 受検票の交付

入学願書（様式一さ1）を受理した志願先の校長は、所定の受検票（様式一さ4）を交付する。

(4) 入学選考手数料

無料とする。

(5) 学習の記録等通知書の通知

入学志願者調査書（様式一さ2 又は 様式一さ2-2）を作成した出身学校長（在学学校長を含む。以下同じ）は、学習の記録等通知書（様式一さ3 又は 様式一さ3-2）を入学願書等の提出期間の第1日の7日前までに、入学志願者の保護者に通知する。

5 事前相談

入学志願者は、出願手続きの前に、志願先の学校で実施する事前相談を必ず受けること。

6 志願取消し

志願の取消しを希望する者は、出身学校長を経て志願取消届（様式一さ5）及び受検票を速やかに志願先の校長に提出しなければならない。

7 入学選考日、選考場所及び選考方法

(1) 入学選考日及び選考場所

ア 入学選考日

令和7年1月9日（木）

イ 選考場所

出願した市立各特別支援学校

ウ 選考方法

検査・面接

(2) 高等部訪問教育について

高等部訪問教育を志願する者は、次のとおり入学選考等を行うものとする。

ア 志願する特別支援学校で入学選考を受検できる者は、令和7年1月10日（金）に受検すること。

イ 自宅又は施設等で入学選考を受検することが適当と判断される者は、令和7年1月10日（金）以降で適当な日時に実施すること。

ウ 自宅又は施設等で選考を実施する場合の配慮事項

選考の日時、場所については、当該入学志願者及び保護者の意向を尊重し、適切に対応すること。

8 入学選考実施上の留意点

校長は、入学選考を厳正に行うため入学選考委員会を設置するなど選考内容や方法等を十分検討し、入学選考を実施する。

9 入学許可候補者の発表

(1) 入学許可候補者の発表

ア 日時 令和7年1月14日（火） 午前9時

イ 場所 出願した市立各特別支援学校

ウ 方法 受検番号を掲示

校長は、受検票を確認し、選考結果通知書（様式一さ6）を入学許可候補者に交付する。

(2) 入学許可候補者は、受検票を持参し、志願先の校長から必要な書類を受け取ること。

10 市立特別支援学校が報告するもの

校長は、本実施要項に基づき、生徒募集要項を作成し、令和6年9月30日（月）までに市教育委員会特別支援教育室長あてに報告する。

11 その他

- (1) 入学志願者が、急病その他やむを得ない事情で入学選考日に受検できない場合は、その事由を証明する書類を出身学校長を経て当日までに志願先の校長に提出する。
- (2) ここに定めるもののほか、入学選考等に関する必要な事項及び特別な事態が生じた場合に校長は、市教育委員会と協議を行う。

2 知的障害教育部門

1 募集人員

ひまわり特別支援学校

高等部第1学年 8名

2 出願資格

出願資格は、次の（１）のいずれかの条件を満たし、かつ、（２）～（４）に該当する者とする。
ただし、特別支援学校高等部、高等学校、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は、出願できない。

（１）次のいずれかの条件を満たす者

ア 令和7年3月に特別支援学校中学部若しくは中学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

イ 特別支援学校中学部若しくは中学校若しくは義務教育学校を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者

ウ 学校教育法施行規則第95条の各号の一に該当する者

（２）保護者とともにさいたま市内に居住している者

（３）知的障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度である者

【知的障害者】

- 1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
- 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

（４）自宅から学校まで徒歩または公共の交通機関による自力通学が可能な者

（５）市外に居住する者で、本市への転居等の事情により市立特別支援学校知的障害教育部門高等部への入学を希望する者は、出願前に志願先の校長と相談する。志願先の校長は、速やかに市教育委員会と協議を行う。

3 通学の範囲

ひまわり特別支援学校知的障害教育部門高等部においては、さいたま市内全域とする。

4 出願手続

(1) 入学願書等の請求

入学志願者は、志願先の市立特別支援学校長（以下、「校長」という。）に以下の関係書類を直接請求する。

ア 入学願書（様式一さ①）

イ 令和7年度さいたま市立特別支援学校知的障害教育部門高等部入学志願者調査書（以下、「入学志願者調査書」という。）（様式一さ②）

ウ 学習の記録等通知書（様式一さ③）

エ その他関係書類

(2) 入学願書等の提出期間等

ア 提出期間及び受付時間

(イ) 提出期間 令和7年1月9日（木）、1月10日（金）

(ロ) 受付時間 午前9時から正午まで 及び 午後1時から午後4時30分まで

イ 提出先

入学志願者は、入学願書等を持参の上、志願先の校長に提出する。

(3) 出願に必要な書類

ア 入学願書（様式一さ①）

イ 入学志願者調査書（様式一さ②）

ウ 療育手帳の写し（療育手帳の写しを提出できない場合は知的障害である旨の医師の診断書の写し）

(4) 受検票の交付

入学願書（様式一さ①）を受理した志願先の校長は、所定の受検票（様式一さ④）を交付する。

(5) 入学選考手数料

無料とする。

(6) 学習の記録等通知書の通知

入学志願者調査書（様式一さ②）を作成した出身学校長（在学学校長を含む。以下同じ）は、学習の記録等通知書（様式一さ③）を入学願書等の提出期間の第1日の7日前までに、入学志願者の保護者に通知する。

5 事前相談

入学志願者は、出願手続きの前に、志願先の学校で実施する事前相談を必ず受けること。

6 入学願書等の追加提出期間

(1) 埼玉県立特別支援学校高等部職業学科・高等部分校（以下、「県立高等部職業学科・高等部分校」という。）の志願先変更期間に、県立高等部職業学科・高等部分校の志願取消しをした入学志願者は、追加提出期間において、市立特別支援学校知的障害教育部門高等部へ入学願書を提出することができる。

ア 追加提出期間 令和7年1月14日（火）、1月15日（水）

イ 受付時間 ・1月14日（火）は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

・1月15日（水）は、午前9時から正午まで

(2) 追加提出期間に入学願書の提出を希望する者は、出身学校長を経て、志願取消証明書発行願（様式一さ⑩）及び志願取消証明書（様式一さ⑪）を、先に志願取消しをした県立高等部職業学科・高等部分校の校長に提出し、志願取消証明書（様式一さ⑪）の交付を受けた後、新たに出願手続きをとらなければならない。

(3) 出願に必要な書類

ア 入学願書（様式一さ①）

イ 入学志願者調査書（様式一さ②）

ウ 療育手帳の写し（療育手帳の写しを提出できない場合は知的障害である旨の医師の診断書の写し）

エ 志願取消証明書（様式一さ⑪）

7 志願取消し

志願の取消しを希望する者は、出身学校長を経て志願取消届（様式一さ⑤）及び受検票を速やかに志願先の校長に提出しなければならない。

8 入学選考日、選考場所及び選考方法

(1) 入学選考日及び選考場所

ア 入学選考日

令和7年1月21日（火）

イ 選考場所

出願した市立特別支援学校

ウ 選考方法

検査1（作業）〔30分〕、検査2（集団活動）〔30分〕、面接〔一人につき15分程度〕、出身学校長の作成した調査書に基づいて総合的に選考を行う。

9 追検査

- (1) インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、検査及び面接をすべて欠席した志願者は、令和7年1月27日（月）に実施する追検査を受検することができる。
- (2) 検査中に急な体調不良により、検査を継続することが難しいと判断された志願者は、令和7年1月27日（月）に実施する追検査を受検することができる。ただし、体調不良の申し出があった時点で終了していない検査時間以降の検査に限る。
- (3) 出身学校長は、志願者が選考を受検できなかった事情を踏まえ、志願者が追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに志願先の校長に連絡するとともに「追検査受検願」（様式一さ⑧）を令和7年1月21日（火）午後4時までに志願先の校長に提出すること。
- (4) 志願先の校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」（様式一さ⑨）を交付すること。
- (5) 追検査の会場は、志願先の特別支援学校が指定する場所とする。

10 入学選考実施上の留意点

校長は、入学選考を厳正に行うため入学選考委員会を設置するなど選考内容や方法等を十分検討し、入学選考を実施する。

11 入学許可候補者の発表

(1) 日時・場所・方法

- ア 日時 令和7年1月29日（水） 午前9時
- イ 場所 志願した市立特別支援学校ホームページ（URLは別に定める）
- ウ 方法 受検番号を掲載

校長は、受検票を確認し、選考結果通知書（様式一さ⑥）を入学許可候補者に交付する。

- (2) 入学許可候補者は、受検票を持参し、正午までに志願先の校長から必要書類を受け取ること。
- (3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退する場合、保護者（未成年後見人）は、辞退理由を記入した入学辞退届（様式一さ⑦）を、出身学校長を経て、令和7年1月29日（水）正午までに志願先の校長に提出しなければならない。なお、令和7年1月29日（水）正午以降においても、保護者の転勤等やむを得ない事由で辞退しようとする場合については、速やかに入学辞退届を提出することとする。
- (4) 入学許可候補者となった者で「入学辞退届」を提出しない者は、埼玉県公立高等学校及び埼玉県立特別支援学校高等部に出願できない。この場合の入学許可候補者とは、市立特別支援学校の入学許可候補者発表の際に、市立特別支援学校ホームページにおいて受検番号を掲載されたものをいう。

12 欠員補充

入学許可候補者数が募集人員に満たない場合は、当該校長は、令和7年2月3日（月）に欠員補充を行う。

その際、令和7年1月29日（水）午後2時に市教育委員会特別支援教育室に公示する。公示の内容は、さいたま市のホームページにも掲載する。

（さいたま市ホームページ掲載場所 URL

<https://www.city.saitama.jp/003/002/017/002/p073440.html>)

13 その他

（1）校長が報告するもの

ア 校長は、本実施要項に基づき、生徒募集要項を作成し、令和6年9月30日（月）までに市教育委員会特別支援教育室長あてに報告する。

イ 校長は、市教育委員会からの通知に従い、志願状況、受検状況等を作成し、市教育委員会特別支援教育室長あてに報告する。

（2）志願状況の報告について

さいたま市のホームページ等において入学志願者数、入学志願確定者数、受検状況等の情報提供を行う。（さいたま市ホームページ掲載場所 URL

<https://www.city.saitama.jp/003/002/017/002/p073440.html>)

（3）入学志願者が、急病その他やむを得ない事情で入学選考日に受検できない場合、その事由を証明する書類を出身学校長を経て当日までに志願先校長に提出する。ただし、「追検査受検願」（様式-さ⑧）を提出した場合は不要とする。

（4）ここに定めるもののほか、入学選考等に関する必要な事項及び特別な事態が生じた場合に校長は、市教育委員会と協議を行う。